

第4回米原市議会議員の議員報酬等の在り方に関する審議会会議録

開始日時	令和2年(2020)10月6日(火)10時00分 開会	
会場	米原市役所山東庁舎3階 第1委員会室	
出席者	委員：横山幸司会長、吉田正子副会長、重吉豊委員、藤田安子委員、振角大祐委員、 吉田真由美委員 事務局：木村局長、松田次長、小川副参事	
欠席者	委員：なし	
傍聴者	一般：2人 報道：なし	
次第	発言者	発言内容
1 開会	会長	<p>皆さんおはようございます。</p> <p>本日も早朝よりお集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>第4回の審議会を開催させていただきたいと思っております。</p> <p>全員御参加いただいておりますので、定足数に達していることを御報告申し上げます。</p> <p>また、今日は傍聴に2名の方がお越しになられているということも併せて御報告をいたします。</p> <p>今回は、前回から予定をしておりましたように、答申案に向けて具体的な最終確認をしていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
2 議題 (1) 答申書 (素案)につ いて	会長	<p>それでは早速ですが、事務局の方から答申書案について御説明をいただきたいと思っております。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
	事務局	<p>私の方から、答申書素案について御説明をさせていただきます。</p> <p>お手元の資料をご覧ください。</p> <p>まず、答申の構成としては、最初に本文として、具体的な数字を示しています。次に、答申理由として、これまでの改正の経過等を記載し、見直しにあたっての視点、検証結果へと続けています。検証結果の中に、結論に至った経緯を記載し、最後3番目に、付帯意見を付けて締めくくるといったような作りになっています。</p> <p>最初の本文は結論になりますので、2の答申理由から説明をさせていただきます。</p> <p>まず、はじめにということで、第1回の会議で資料提供をさせていただきました本市の報酬、定数、政務活動費の改正の経過、ならびに議員を取り巻く環境の変化などを記載しています。</p> <p>次に、見直しにあたっての視点ですが、これは第3回会議資料でお示しさせていただきました課題解決のための視点としておりました項目を、ほぼそのまま記載しております。</p>

		<p>また、検証結果ですが、こちらも前半は、第3回会議資料でお示しました米原市議会の課題、課題解決のために必要なこと、また課題解決のための具体策を載せています。これらを踏まえた上で、それぞれ結論に至った経緯を後段に記載しています。</p> <p>議員報酬についてですが、これは読ませていただきます。</p> <p>本市の議員報酬は、全国の同規模都市と比べると、下位の水準にあり、県内の他市と比べた場合も低い水準にあります。また、平成20年から今日まで据え置かれている現状、議会・議員活動の充実を図る上でも、増額改定が望ましいのではないかと考えました。</p> <p>しかし、本市の財政状況から勘案すると、大幅な増額は困難であることから、人口5万人未満の市の市議会議員の平均報酬月額程度、議長41万円、副議長35万円、議員33万円が妥当ではないかとの結論に至りました。</p> <p>ただし、市民に開かれた議会を目指し、議会改革の推進と課題解決に向けた具体策を講じ、積極的な議会改革に取り組まれることを求めます、といたしました。</p> <p>次に、議員定数ですが、こちらも読ませていただきます。</p> <p>本市の議員定数は、全国の同規模都市と比べると、上位の水準にあり、県内の他市と比べても、人口規模から見ると高い水準にあります。</p> <p>平成17年の合併以降、2回の減員を経て、現在の定数18人となっているわけですが、平成29年に設置された「米原市議会議員の報酬および定数の在り方に関する審議会からの答申では、今回の議員定数の見直しは1つの通過点として、更なる削減を求める意見もあることから、米原市として相応しい議員定数の見直しを引き続き検討されたい」との意見が付されておりました。</p> <p>本審議会としても、この点を考慮しつつ、人口や面積、また議員報酬との関連を審議し、現在の定数から2人減じた16人が望ましいとの結論に至りました、とまとめさせていただきました。</p> <p>次に、政務活動費についてですが、こちらの方は具体的な金額については、あまり議論がされていなかったと思いますけれども、皆さんから出していただいた御意見等から、次のようにまとめさせていただきました。</p> <p>本市の政務活動費は、全国の同規模都市と比べると低い水準にあり、県内の他市と比べても、下位の水準にあります。しかしながら、毎年度の政務活動費の収支状況を確認すると、返還している会派等もあります。</p> <p>一方、使途としては、広報費等に大部分が使われており、資質向上のための研修費等への支出が少ない状況がありました。</p> <p>この状況を分析し、政務活動費が低い水準にあるため、研修費等への</p>
--	--	--

	<p>十分な支出ができないのではないかとこの意見があり、会派・議員活動の在り方と議会改革の推進等の検証を行った上で、現行額から 5,000 円増額の 1 万 5,000 円までの範囲で見直すことが望ましいのではないかとこの結論に至りました。</p> <p>こちらで出させていただいた具体的な金額、人数等が 1 番の本文に書かれております。</p> <p>最後に、付帯意見としまして、本審議会としては、現在は新型コロナウイルス感染症禍にあります、そのことも踏まえつつも、議会のあるべき姿、未来像をも議論し、その上で望ましい姿を判断し、結論を出したものです。</p> <p>議会におかれましては、新型コロナウイルス感染症の影響等を見極めながら検討を進められることを望みます。</p> <p>また、議員の今日的な性格が、より専門性を成し、公務としての議員活動も複雑化していることから、より専門的な知見の習得も含め、より市民に開かれた議会、多様な主体が参画できる議会を目指し、さらなる発展をされることを望みます、というふうな形で素案をまとめさせていただきました。</p> <p>以上ですが、審議過程で出た意見等で漏れているものや、こういう表現にした方が良いと思われることなど、何でも結構ですので御意見をいただけるとありがたいです。よろしくお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>まず、素案としましては、大変うまくまとめているかと思えます。今の御説明の中にもありましたように、概ね我々の今までの審議の内容がほぼ反映されているとは思いますが、議長は高水準であって、そこを平均に合わせる必要はないのではないかとこの議論の中にはありましたし、また政務活動費については、確かにこれ月額ということではよろしいですかね。これ月額と書いたほうがいいですね。低すぎるのではないかとこのことは、議論の中にありましたけれども、具体的な水準等までは十分にこれまで議論をしていなかったと思えますから、今日改めましてこの辺につきましても、委員の皆様の御意見を頂戴したいというふうに思えます。</p> <p>そして、私も事前に確認しましたがけれども、1 万 5,000 円に増ということになっておりますが、この根拠もなかなか難しいんですけれども、一つの現実的な根拠としましては、ここの増額をしても、今の議員定数を減することによって、報酬の増と政務活動費の増は、その予算内で可能であるということが一つの根底にもなっているということは申し添えたいと思えます。</p> <p>この審議会は、議員報酬ということが、我々が指名された目的ではありますが、議員定数ならびに政務活動費につきましても、またそれに伴う</p>

	<p>議会改革ということにつきましても、表裏一体のものとして、御提案を申し上げていきたいという形を取らせていただきたいと思います。</p> <p>委員の皆様から確認事項を含めまして、御意見御指摘をいただきたいというふうに思います。それでは、また副会長さんからお願いいたします。</p>
副会長	<p>トータルとして議論の内容をほぼ大筋このようにまとめていただいたと思っております。</p> <p>予算的には現在の予算の中で、上げて何とかいけるのではないかと御意見もありましたので、財政的には懸念するところではないのですけれども、ただ、何回も言っていますようにコロナの時代ということで、議員だけがというふうな異論が出るのではないかと。もちろんここで答申したからといって、議会の方でそのまま受けてされるかどうかはまた別の問題ですが、少しそこは懸念するところでもあります。</p> <p>また、この文言の中で、例えば今後の議会改革、あるいは課題解決のためにというふうにある中で、ちょっと小さいことで申し訳ありませんが、2枚目の後ろのところ。⑤に、例えば特別委員会の設置ということが書かれています。ここに行財政改革に関する特別委員会というふうにありますと、これを受け止めた議会の方では、まずは職員数を減らせ、市の公共施設を減らせということの圧力が高まってくるだろうと。現在コロナの中で職員数、特に福祉関係の職員数を大幅に減額されてきた中で、大変あちこち疲弊している、長時間労働が増えたというふうな課題もありまして、こういうことを表に出すのがいいのかどうか、ちょっとそこは懸念するところでもありまして、まさに職員の生産性を上げるということこそ大事であって減らすことではないだろうと思っておりますので、表現のところ、ここはお考えいただきたい。</p> <p>また、続けて言わせていただきますと、公約の達成度、いつときマニフェスト選挙という言葉も流行りまして、市民の皆さんにわかりやすい政策提案をしながら選挙を勝っていく。その上で、4年間の中で何回か発表の機会を設ける、達成度を公表する。議員自らするというふうな取り組みがありまして、その流れの中では一定あるんだろうと思うんですが、公約達成度を示すという中にもう少しわかりやすい提案、あるいはそのための公表の場と言いますか、そのようなことも出てくるというふうなことはないかなというふうなことを思いました。</p> <p>また、政務活動費につきましては、確かに1万円の政務活動費で十分なのかというふうに思いますと、ちょっとそこは不安なところもあるんですが、政務活動費の中に政務活動そのものがなかなか見えにくい、また納得がいきにくいところも実はありますので、5,000円上げるのがいい</p>

		いのかどうかというのもちよっと懸念するところではありますが、市民に納得のいく活動なりをしていただけるということであれば、当然1万円では少ないというふうなことは思いますので、5,000円、予算の範囲内で上げることについては、いいのかなというふうなことを思いました。ちょっと小さいところ申し上げて申し訳ありませんが。
	会長	行財政改革に関する特別委員会の設置というのは、私の御提案ですが、私の専門ですからちょっと詳しくなってしまうんですけども、行革というのは誤解がありまして、副会長が御懸念されているような、そのコストカットのことだけを指すのではないんですね。ガバナンスの是正、今おっしゃいましたように働き方改革、生産性の向上、こういったことすべてを含めまして行革でして、やはりそれを本来執行部が、最新では内部統制というようなこともあります。あるいは最終的には監査委員事務局、こういったところで、それをきちんとチェックしていくことが、より重要になってきているわけですが、それに対して議会が、もとより議会はチェック機関ですが、それをさらに特別委員会を設けることによって、より深く見ていくという積極的な役割を果たすべきじゃないかということも、ひとつの例として申し上げました。何かをカットするとかいうことを目指して、この委員会を設置するということでは全くないということを補足させていただきます。
	副会長	御趣旨の方はよくわかるんですし、もちろんこれやっていかなくちゃいけないところなんです。受け止める側の議会として、やはり予算を見、職員数を見たときに、一番手をつけやすいところは職員数を減らせるところで、そのあとのところになかなか議論が行きにくい。成果を出すとするとその辺りということで、どうも議論がそこへいってしまうのではないかと懸念があるものですから、おっしゃいましたように、本来の趣旨にのっとって議会側も執行側もやることで生産性も上がり成果が出るということが本来の目的で、その方向に進むという、進むであろうという確証を得られますと、これは当然上げとかなんといけない。ただ心配するところがあるものですから、どうなのかなと思ったところです。
	会長	これは、副会長さんでさえそういうふうな受け止められるということは、一般市民の方も、議員の方、職員の方もそういうふうな取られるということが容易に想像できますからこそ、2段目にありますように、専門家を招いて勉強会とありますが、ここは私も責任を持って、行革とは何かと、どういうことをやっていくんだと、これは決してコストカットが目的というだけの問題ではなくて、私はやはり職員の皆さんが本当に働きやすく、そしていろんなリスクに対応していける体制を整えていく、少ない職員数と予算の中で、いかに効率的、効果的な政策ができるのか、

		<p>こういうことを整えていくことが行革であるということ、これはもう何遍となく、毎年のように、お話し申し上げていきたい。職員研修等を実施していただいて、普及啓蒙、啓発をさせていただきたいと、私はこれは責任を持ってやらせていただきたいと思っています。</p>
	委員	<p>大体私たちが提案させていただいたような内容で、非常によく取りまとめていただいていると思います。</p> <p>また、ちょっと私2点気になるところがあります。1点は、まず政務活動費のことですけれども、この資料の3ページ見まして、その①のところ、その額から広報費は大きく、研修の割合が少ないとありますけれども、その額からというのが年額12万円という金額から見れば、そういう少ない額だから、自然的に広報の方に行ってしまう、研修費の方にいかないというようなことが言われているわけですが、それじゃこの12万円でなければ、広報費の割合が少なくなるのかどうかということになると、私は金額が多くなっても、やはり広報に使われるお金は減らないと思うんです。ですから、ここの表現を私もう一度検討していただけたらいいかなと思います。</p> <p>それと、もう1点は、議員定数のことについてですけれども、確かに定数16人という、18人から16人に2人減らすということでありましたけれども、16人であってもまだまだ米原市の人口規模からしますと、私は多いように考えさせていただきます。従いまして、付帯意見の中に、米原市としてふさわしい議員定数の見直しを引き続き検討されたいというような意見を付けていただければどうかというふうなことを思いましたんで、その点また御検討いただければありがたいなと思います。よろしくをお願いします。</p>
	委員	<p>予算があつてその中で報酬を増やすので、人数を減らす。人数も今のこの市の規模からすると減らす方が妥当だということで、すべてが総額内に収まるようになっているんだろうと思いつつも、本当に米原市にとって減らすことがいいのかというのが、僕はわからないんです。</p> <p>他市と比べてというのも確かに大事なんですけれども、もしかしたら米原市であれば、減らさない18人が必要なのかもしれないんです。私も子どもとかと関わる現場にいて、常に感じるのは、もうちょっと人がいればできることというのがやはりあるのは、常に感じているので、議員さん一人一人がどういうことをされているかということまでわかりきってないんですけれども、そういうところも含めつつ、減らすというのは、やはり本当にいいのかというのは、僕はあります。こうして言うだけでいいんですけれども、どこかに反映してというわけではないんですけれども、どうしても米原市にとって、予算を減らした、必要な分を減らしたというのは成果に見えてしまうんですけれども、それによっ</p>

		<p>て今後4年間でとんでもないことになってしまう可能性もあるので、僕は今回減らしたから次回もまた減らすとか、本当にそういう当たり前のよう減る方向には行って欲しくありません。今度も減らしたからといって、その間で、ちょっと怖いなど。怖いなどというのか、一市民としてもそういう子供たちに関わっている立場からしても、こういう現場で働く人が減るとするのは、結局市民にとっていいものにはならないだろうなというのは懸念します。僕らから議員さんに、こういうことをしてくださいっていうのもちょっとおこがましいんですけども、じゃあ予算をふやしてでも議員を増やそうよとか、そういうふうになるように、今後はなっていて欲しいなと思います。いざこういう最終的なものを見ると、ちょっと僕はそういうことを感じます。</p> <p>あと時代の変化に応じて、若い世代や女性議員が少ないとか、40歳未満の議員がいないというのは、これも何とかしたいなと思います。何とかならないと僕ら世代の意見が出ないなんていうのもあるんですけども、そこに関しては、多分この報酬というのは、そんなに寄与しない部分だと思うので、報酬を上げたからといって、若い世代が立候補するとは思えないので、もう少しトータルで、どういうものがやりたい、他の手段よりも議員をするという方が、市の身近な環境を良くできるというふうに感じられるように変えてこないといけないということを、そういうことを思います。</p>
	委員	<p>まとめていただいてありがとうございます。</p> <p>私の個人の意見なんですが、議長は据え置きのままでもいいんじゃないかなというのをずっと思っていて、議員さんが33万なら、副議長は35万でというのはあるんですけども、議長はそのままでもいいかなという個人の意見です。</p> <p>あと、私は今でもまだ若い世代の議員さんがいて欲しいなというのと、女性の意見がもっとたくさん反映されればいいなと思うので、一つとして夜間議会があってもいいのではないかなというふうなことも考えているので、もっと若い人たちが意見を言いやすい議会というか、そういうのがあるといいなとまだ思っているので、そういうところをちょっと希望していて、金額とかというのはもうこれでいいのかなと思っていますし、定数を減らすというのは、私の希望でもあります。今の18人の方が、全員が同じようなことをされているというふうに見えてないので、それだったら減らしてもいいんじゃないかなというのを個人的には思っています。</p>
	委員	<p>検証結果の議員活動の②の一般質問のその後は追えていないということで、経緯が分かるにこしたことはないんですけども、例えばこれが、その都度、今の時点のことを報告されるというのは、もしされるとした</p>

		<p>らどういう形でされるのかなと思うと、何かやはり広報みたいに紙面になるのかなと思うので、政務活動費のまた広報の割合が多くなるのかなとか。この一般質問の、例えばこういう質問されても、なかなかすぐ結果が出るものは少ないと思うので、そこら辺の情報は、どういうふうに、私たちは知ることになるのかなというのを、今は思っています。</p>
	会長	<p>少し私の方で、まとめさせていただきますと、委員の御指摘の中で加筆・修正できる点はあるかなというふうに考えます。</p> <p>まずは、今委員と副会長さんからお話がありましたように、具体的な課題解決のための方策で、公約の達成度というようなところを、もう少し具体的に例として書けないかといったところは、委員の御指摘のところにも繋がってくるかなと思いますが、やはり例えばそれをやはり議会広報紙等で示していくというようなことも少し付け加えられてもいいのかなという気がいたします。</p> <p>また、確かに政策の結果というのはすぐに出るものばかりではありませんが、少なくとも今ここを検討に入ったとか、それはもう今後継続的に、段階に応じて公表していくということは可能かなというふうに考えます。</p> <p>それから、委員から御指摘ありました夜間議会というようなことも、かねてから議会改革の中の検討項目として挙がっているわけですけれども、今回そのところは、この中には出ておりませんが、またそういったことも検討していただくということは、どこかに入れられますかね。例えば、兼ねてからある項目、検討課題としてあることですが、この審議会で10項目新たに出していますけれども、この中に、そうした既存からある改革のアイテムというのは、どこかに盛り込むことはできますかね。</p>
	事務局	<p>この10項目につきましては、この審議会で御議論いただいたものを、できる限り個別具体にという思いもあって、こういうふうな形になっているんですけれども、それとあわせて個別具体性とそれから抽象性といいますか、議会改革の中でこういったことを目指します、というような言葉のすり合わせをしながら挙げてきたものですので、今のこの夜間議会とか、そういったことも、より個別具体にするということであると、ここに列記ということになってくるかと思うんですが、議会改革の推進という意味合いの中で、今後そういったことも含めて検討されていかれるということであると、そこに包含されてきて入ってくるのかなということも考えられます。</p>
	会長	<p>これの中でいうと、多分⑥となりますよね。議会改革という、この中に兼ねてから出されている項目も入ってくるんじゃないかということですよ。それをどこまで書くかということですよ。</p>



		<p>それから、議長に関してはどうなのかというところもございまして、こうしたらいんじゃないかなと思いましたが、付帯意見というのは、大きな意見として最後につけております。これらを鑑みながらというような、あるいは議会改革を望むということで大きな二つの柱になっておりますが、もう少し細かい部分についてはどうかというようなところにつきましては、それぞれ議員報酬、議員定数、政務活動費といった中で、最後に少数意見として、こういう意見もありましたということで記載されてはどうでしょうか。こういうことも求めますとか望みますというふうになっていきますけれども、一方こういう意見もありましたということ、少数意見を抹殺することなく、こんな意見がありましたということ、大勢としてはこういう方向で考えますけれどもということで、書かれてはいかがでしょうか。ちょっと今思いついたんですけれども御検討いただければと思います。</p> <p>それから、定数につきましては、委員の気持ちもよくわかるんですけれども、委員の方からは逆に今後も16人というのは終わりじゃないよと。時代に合わせて、もっと減少することも検討すべきだというような御意見もあるということで、これはどこまでいっても、相対する二つの意見というのはあると思います。</p> <p>私はそういうことから考えますと、現時点では、やはり予算と、また人口類似団体の平均を取ったときに、16というのは一つ合理的な数字として出てきているわけですから、それでもって、それがすべて正しいと言うわけでもないですけれども、一つの根拠として16人というのが、我々今考え得る合理的な数字であろうということで御提案させていただくということは、この審議会として理にかなっているというふうに考えます。</p> <p>そこは、絶対16だとかいうことじゃなくて、現時点では16人が望ましいというような表現をされてはいかがかなというふうに考えます。</p> <p>そのあと増やした方がいいという、また市民の声があるのならば、あるいはそれが財政的に可能であれば、少なくとも一つの議論にはなるかなというふうには考えますけれども。</p> <p>個人的な御意見を申し上げますと、もっと下げられると思っています。もっと少数精鋭でやるべきだというふうに思っています。この審議会は、定数の削減を求められた審議会ではありませんから、あくまでこれは報酬を考えたときに、表裏一体で考えないといけない問題として、御提案として申し上げるというスタンスですので、それを判断されるのは、議会御自身です。そこは判断を委ねたいというふうに思います。</p>
	委員	<p>何度もなんですけれども、減らすというのであれば、なぜ減らすに至ったのかという、その4年間を踏まえて、どうして減らさないといけな</p>

		<p>なくなったかというのをちゃんと検証はしていただきたいです。減らしたからOKではなくて、減らしてもなお、最低限同じことができ続けるのかというのは、議員の方にすごく負担をかけてしまうかもしれないんですけども、減らしたらOKではなくて、減らしたとなると、市民としては減らしてくれたんだと、そこでOKというふうになりがちなんですけれども、そうじゃなくて、2人減らすなら本当にそれで大丈夫なのかも踏まえて、無責任じゃなくて2人減らすというのはそれだけかわれる人が減るので、より負担をかけてしまうんですけど、その意味をちゃんと示して欲しいです。</p>
	会長	<p>この審議会は、定数の削減そのものは対象としておりませんので、その検証が、今後定数を削減される実施段階において、別途きちんと調整されるべきだというふうに考えます。そういうことを一言付け加えることはいいと思いますけれども、この審議会でこれからそれについて話し合うということは、我々その権能も持たされておられませんので、まず今、報酬との兼ね合いの中で、予算とか他の類似団体との兼ね合いの中で、これぐらいがいいんじゃないかという意味合いでしかありません。委員のおっしゃることはそのとおりだとは思いますが、それは別途の機会に御検討をいただきたいというふうに思います。大変難しい問題ですから。事務局の方から、今ひと通り御意見をいただいて何か気になる点と言いますか、私が一つ修正案を申し上げましたけれども、そのような感じでよろしいでしょうか。</p>
	事務局	<p>今ほど皆様方から御意見をいただいた中で修正の方に入っていきたいなというふうには思っております。</p> <p>また、今ほどいただいた意見の中で、少数意見ということで、ちょっと明記をさせていただきながらというふうに思います。</p> <p>それと議員の定数のお話ですが、今回審議会の方で御議論いただいて、そして議会の方に答申をいただくというふうなことになっていきますので、また議員の中で、それを皆さんで御議論いただく場がありますので、そこで今の現状を勘案しながら、判断されていくのかなというふうにも思いますので、この答申をいただいたことで、これを参考にしながらというふうな格好になっていくのかなと思います。</p> <p>なかなか先ほどの夜間議会もそうですし、若い世代の議員さんとか、あるいは女性の意見、それと委員が先ほどおっしゃっていただいた議員の報酬が上がることについて、本当にそれが体現できるのかと、いろいろな課題がやはりあるとは思いますが。その中で、4ページの10項目、こういったことを今後実践されていく中で、少しずつこれは改善されていくのかなというふうにも思います。</p> <p>議会というのは、一つの議決権限ということで、議会ですらそういった権</p>

		<p>能を持っておられるんですけども、議員の権能というのは何かということになるんですが、先ほどの一般質問を追えているかというふうなお話もありましたが、議会を出している広報紙の中に、一般質問されたことの追跡分というのはなかなかこれできないところがありまして、だからこそ政務活動費の方の広報費の方で、御自身が質問された内容を追っかけていかれるということも重要なのかなと。そういう中では、政務活動費を使って、広報費で何回も何回もそういった広報活動ができるかというと、なかなかそれも厳しい現状にあるのは事実なんです。そこら辺もうまく活用していただけるような仕組みといたしますか、そういったことが浸透してくると、またそういうこともできるようになってくるのかなというふうにも、今のお話を聞いていて思いました。ということで、今ほどいただいた御意見をこの中に加えまして、また修正の方加えさせていただきますというふうに思います。</p>
	会長	<p>政務活動費につきましては、委員からは増額する必要はないんじゃないかというような御意見もあるということも事実だと思います。ですから、今この表現の中では、活動の在り方と議会改革の推進との検証を行った上で5,000円増の範囲内で見直すことが望ましいとありますけれども、検証だけではなくて、やはりこれから広報費以外にも、やはり議員研修ですとかのために、それを使っていただくということを約束していただくような表現を少し付け加えた方がいいんじゃないかなというふうに考えます。</p> <p>以上の修正をいただきまして、当審議会の最終答申案とさせていただきますというふうに思います。</p> <p>10月の27日が答申日になりますので、それまでの間に、もう1回集まっていただくのは大変ですので、今御指摘いただいた点を修正いただいて、事務局の方から郵送で委員の方に最終案をお送りいただいて、皆さんの御承認をいただきたいというふうに思います。そういうことによるしいでしょうか。それではそのように、事務局は進めたいと思います。</p>
(2) 費用弁償について	会長	<p>それでは今日はもう一つ、議題の2としまして、費用弁償についてということがありますので、このことにつきまして事務局からまた御説明をいただきたいと思います。</p>
	事務局	<p>費用弁償についてなんですけれども、今回の諮問内容については、議員報酬、定数、政務活動費ということで、この費用弁償については、内容には入っていないんですけども、皆さんの御意見を賜りたいということで今回議題に入れていただきました。</p> <p>先の会議でも、費用弁償については御質問が少し出ておりましたけれども、議員が旅行した時に支給されるものです。現在、本市においては</p>

		<p>市外への鉄道を利用した公務や、県外への研修などについては費用弁償が支給されていますが、市内における公務、こちらで議会が開催される場合に、自家用車で来られる場合とかは支給はされていません。このことについて委員の皆さんの御意見を頂戴いたしたく、今回、御説明をさせていただくものです。</p> <p>資料は費用弁償についてというもので、根拠となる法令を載せさせていただいています。</p> <p>費用弁償は地方自治法第 203 条第 2 項に、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができると規定されています。また、その額、支給方法については、条例で定めることが義務づけられています。</p> <p>これに基づいて、米原市議会の議員の議員報酬等に関する条例を制定し、これの第 6 条ですが、議員が招集に応じ、もしくは委員会に出席するため旅行したとき、または公務のため旅行したときは費用弁償として旅費を支給すると規定しています。</p> <p>また、その費用弁償については、米原市特別職の職員の給与等に関する条例を準用するとなっています。</p> <p>米原市特別職の職員の給与等に関する条例の第 3 条を抜粋していますが、公務のために旅行した時に支給する旅費は、鉄道賃、船賃等で別表、2 ページになりますが、これに基づいて支給をすることとなっています。鉄道賃は実費、車賃は職員の旅費規定により計算されることとなります。日当については県内と路程 100 キロ未満の旅行は支給されません。</p> <p>職員の旅費に関する条例をその下に載せておりますけれども、承認を受けた車で旅行する場合は、1 キロにつき 20 円、1 日の上限が 800 円というふうに規定がされています。</p> <p>以上のような規定がありますので、本来市内の公務についても、費用弁償は支給すべきではないかと考えるのですが、県内各市の議会におかれても、2 市のみ支給というようなことを聞いておりますけれども、ほとんど支給されていない状況となっています。</p> <p>この点について、委員の皆様がどのようにお感じになるか御意見を賜りたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。</p>
	会長	<p>付随してということで、委員の皆さんの御意見をいただきたいと思いますが、これは御意見をいただくまでもなく、こういう支出する条例があるにもかかわらず、支払われていないということ自体が、厳しい言い方をすれば極めて違法状態にあると私は思いますが、これは何で支払われなかったのでしょうかね。</p>
	事務局	<p>支払われなかった理由なんですけれども、正直わからないです。</p> <p>今ほど会長がおっしゃっていただいたように、自治法上もできる条項ですけれども、受けることができると。条例では、費用弁償を旅費とし</p>

		<p>て支給すると書いていますので、基本的には支給しなければならないのと同義ですので、法令上はやはり支給すべきものということが1点です。</p> <p>また、旧町から合併して今日に至っていますので、旧町単位ですと、例えば山東町だとかここへ集まるということですので、やはりそんなにも負担はなかったと思うんですけども、ここに今は議会がありますけれども、今度また新たに新庁舎ができたときには、そこが一つのターニングポイントなのかなというふうにも考えます。</p> <p>やはり伊吹の方から行かれるとなると、どうしても自家用車で行くしかありませんし、そういったことを踏まえたと、やはりこれは支給するのが本来かなと。よその市議会に聞いては見るんですが、この表現が合っているかどうかはわかりませんが、どうしてもそのお手盛りというふうに見られるというような言葉が返ってきたりもします。そこはちょっとお手盛りとは違う次元の話であって、実費に要している費用ですので、これは当然請求権もありますし、条例上も支給するとなっていますので、そういったことの観念とは別にして、支給せざるを得ない本来の姿であるというふうには考えておる次第なんです。</p> <p>はっきりした理由はわかりませんが、背景と根拠はそういうことかなということです。</p>
	会長	<p>旧町は比較的近かったんで、良かったんでしょうけれども、広くなりまして、新庁舎に行く前に、大分遠い方、すぐ近くの方はいいですけども、それは規定にありますように車を想定しますと、一応1キロメートル20円とあるわけですから、住所地からきちんとそれを測って、きちんとそれは申告していただいて、それに見合った費用弁償をするというのは、当然のことかなというふうに考えますけれども、副会長さんいかがでしょうか。</p>
	副会長	<p>出てなかったことをあまり知りませんでした。当然自分の車で行かれる、公共機関、公共交通を使って行かれるにしても、その移動途中は事故があれば公務災害の対象にはなるのですよね。そうなりますとやはり、それはしっかりと命令に基づいた行動ということになりますので、今ここにありますように車賃であれば、1キロ20円っていうのはやはり払うべきではないか。ただ、2キロ未満は多分通勤手当でも出ませんので2キロ以内については支給しないとかいうのはあってもいいかと思いますが、それ以上については、まず最初に、特別職であれ、やはり通勤ルートのようなものを事務局できちんと申告に基づいて把握された上で、1キロどれだけっていうのは、払っていくべきではないのかなというふうには思います。</p>
	委員	<p>まず、1点目ですけども、公務とそれから議員活動との違いなんですけれども、多分公務であれば、必ず市長からの出張命令が出されるん</p>

		<p>じゃないかなと思うんですけども、市長から出張命令のないものについては議員活動というようなイメージになるのか、ちょっとその辺がよくわからないところなんで、その辺をまた教えていただきたいと思うんですけども、やはり私は、市長から命令があって公務で行かれるというのであれば、やはり旅費は、費用弁償はすべきじゃないかなと思うんですけども、今ちょっと副会長の方からお話があったんですけども、大体2キロは支給しないというようなお話だったんですけども、一般的に同一市町村内の旅行については、車賃を支給しないというのは、私が今まで経験してきた中での規定が多いんですけども、大体そういうところになっていると思うんですけども、その辺、米原市の規定と違うところがあるように思うんですけども、そこら辺のところの2点をお願いします。</p>
	事務局	<p>今ほどの市長の命令の有無の話なんですけれども、議会は市長部局とは完全に独立していますので、市長の命令で議員さんが動くことはまずないです。我々職員は、その命によって動くということで、今ほどおっしゃった公務は一体何なのということになってくるんですけども、それは、一つは条例に謳っています。議員が招集に応じてというのは本会議のことを指しています。それと、条例で定められている委員会これがそうです。それと、または公務のため旅行した時とあるんですけども、これが、今、会議規則で定めている、例えば委員会協議会ですとか、全員協議会ですとか、そういったものです。会議規則と別の規定があって、その中にこれが公務に該当するよというので羅列してあるものがあるんです。例えば、議会だよりの編集委員会とか、こういったものも公務扱いというような格好になっています。逆に言いますとその市長の命令はないですけども、そういう位置付けのあるものが、公務という取り扱いになりますので、逆に言うとそれが命令のようなものになるのかなということです。ちょっと議員さんはそういった命令系統というのがないので、そういう格好になっているのかなということです。</p> <p>それと、一応この条例なんですけれども、米原市特別職の職員の給与等に関する条例を準用するとなっていて、これ何を指しているかということ、結局は最終的には一般職員の例によるというふうに、そこまで落ちてくるんですけども、我々もそういった部分に基づいて、旅費を受けているというふうなことです。それに右に倣えと、本来ですとそうならざるを得ないんですけども、それがそもそも論のところ、支給されてなかったということになっています。</p>
	会長	<p>公務と個人の政治活動と、これは明確に区分されるということですし、出張命令は議長が出すと思います。副会長さんどうですかね。確かそうですね。</p>

	副会長	出ると思います。
	会長	勝手に行くわけじゃなくて、議長に対して出張命令の伺いを出して、議長から命令して、形式的にはそういうことで公務として出張していただくということになると思います。
	委員	もうすでに皆さんおっしゃっていますが、出していいと思います。ちょっとずれたらあれですけど、多分こういうもの一つ一つが、議員をしたときに、こうやりにくいか、そういうところに繋がると思うんです。なので、もし他にもあれば、そういうのをちゃんと見直してほしいですし、なんでこんなのがいつまでも残っているのだろう、もうちょっと議員さんにやさしい仕組みにちゃんと整えてください。お願いします。
	委員	私もやはり出すべきだと思います。これはやはり交通費と一緒に、いただくべきものだと思うので、今まで出てなかったという方が、ちょっとびっくりしています。
	委員	これはこの通りに出すべきだと思うんですけども、この政務活動費の中から出るものと、ちょっと区別がしにくいなあとは思いますが。議会だよりの編集委員会が公務というのを、ちょっと今聞いてびっくりしたんですけど。
	会長	政務活動費の中から、個人の政治に関する費用は、交通費であっても出せるという扱いです。広報委員会はれっきとした議会の中の委員会で、組織なんですね。ですから、そこに向かうための費用というのはこちらの公務に当たるという整理が、これはきちんとできると思いますね。それでよろしいですか。
	事務局	おっしゃっていただいた通りで、政務活動費で移動される場合はその政務活動費の用途のルールがありまして、そのルールに基づいて旅費というような格好になっていますので、それはそれで公務じゃないですけども、議員活動の一環としてということで、対象になっているということです。
	会長	これは条例で定まっている以上は、適正に支出をしていただきたいというふうに我々の意見としては申し上げます。それは諮問をされておられませんので、あくまでも意見ですけども、そういうところは、出すものは出していただきたいというふうに思います。
3 その他	会長	予定されていましたが審議事項につきましては以上ですが、今後のスケジュール等につきまして、事務局から御説明お願いいたします。
	事務局	まず1点目は、お手元の方に第3回の会議録の御確認の依頼を置かせていただいておりますので、御一読いただいて、訂正箇所などを教えていただきたいと思います。 あと今日の会議で、答申の修正等をおっしゃっていただきましたので、こちらの方また修正させていただいて、郵送なりで、ご確認をいただく

		<p>ことになりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>あと最後、第5回会議、答申になりますけれども、10月27日の火曜日、午前10時から、またこちらの会議室で行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
	会長	<p>今日御指摘いただいた点を修正していただいたものを、近日中にまた委員の皆様にお送りいただきますので、また何かございましたら、御意見をいただきたいと思いますが、最終承認チェックということになりますので、どうかよろしくお願いいたします。</p> <p>そして10月27日は答申と、おそらく議長に来ていただいて、答申させていただいて、そのあと、若干委員の皆様と意見交換みたいな、ここでお伝えできなかった委員の皆さんの思いとか、それもお伝えいただくような機会になればいいかなということで、事務局が御準備いただけると思いますけれども、またよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは今日のところは、これにて委員会は閉じさせていただきたいと思います。また10月27日よろしくお願いいたします。</p> <p>どうもお疲れ様でございました。ありがとうございました。</p>
4 閉会		午前11時05分